



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 2 月 20 日 (木曜日) 第 82 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

- 卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則を廃止する規則…………… (農業連携推進課) 1
- 地方卸売市場の認定等に関する規則…………… ( “ ) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の休止…………… (福祉保健課) 33
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境管理課) 33
- 民有林の保安林の指定予定 (4 件) …… (自然環境課) 33
- 民有林の保安林の指定 (2 件) …… ( “ ) 34
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…………… (水産政策課) 34
- 道路の区域の変更 (2 件) …… (道路保全課) 34
- 道路の供用の開始 (3 件) …… ( “ ) 35

○道路の占用を制限する区域の指定 (2 件) …… (道路保全課) 35  
**公 告**

- 争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 36
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る縦覧…………… (漁村振興課) 36
- 都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 36
- 入札公告…………… 36

### 病院局企業管理規程

- 病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 38
- 病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 38
- 宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程…………… 39
- 病院局準公金等取扱規程の一部を改正する企業管理規程…………… 39
- 病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程…………… 39
- 病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 40

## 規 則

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 4 号

卸売市場法施行条例の施行に関する規則及び宮崎県小規模卸売市場条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 卸売市場法施行条例の施行に関する規則 (昭和 47 年宮崎県規則第 5 号)
- (2) 宮崎県小規模卸売市場条例施行規則 (昭和 48 年宮崎県規則第 2 号)

### 附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

地方卸売市場の認定等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 5 号

地方卸売市場の認定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。) 第 13 条の規定により知事が行う地方卸売市場の認定等に関し、卸売市場法施行令 (昭和 46 年政令第 221 号) 及び卸売市場法施行規則 (昭和 46 年農林省令第 52 号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書)

第 2 条 法第 13 条第 2 項に規定する申請書は、認定申請書 (別記様式第 1 号) によるものとする。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

## （認定証の交付）

第3条 知事は、法第13条第1項の規定による認定をしたときは、当該認定をした者に対し、地方卸売市場認定証（別記様式第2号。以下この条において「認定証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により認定証の交付を受けた者が、当該認定証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、認定証の再交付を受けることができる。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、認定証再交付申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

## （事業報告書）

第4条 法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の事業報告書は、事業年度ごとに、事業報告書（別記様式第4号。ただし、漁業協同組合にあっては、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の規定に定める様式）により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）に提出しなければならない。ただし、省令に規定する様式による報告を妨げない。

## （変更の認定申請書）

第5条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする開設者は、認定事項の変更に係る認定申請書（別記様式第5号）により申請しなければならない。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

## （軽微な変更）

第6条 省令第26条の規定に基づき県が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1）法第13条第2項第1号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）

（2）法第13条第2項第2号に掲げる事項の変更

（3）法第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの

（4）法第13条第2項第4号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更

（5）法第13条第2項第5号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の30パーセント以上を減少するものを除く。）

（6）法第13条第2項第6号に掲げる事項の変更

（7）法第13条第2項第7号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

（8）省令第17条第2項に定める事項の変更

（9）業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

## （変更の届出）

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の30日後までに認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第6号）により行わなければならない。ただし、省令に規定する様式による届出を妨げない。

## （休止又は廃止の届出）

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の7日前までに行わなければならない。

## （運営状況報告書）

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、運営状況報告書（別記様式第7号）により行わなければならない。

## （検査員証）

第10条 法第14条において準用する法第12条第3項の身分を示す証明書は、地方卸売市場立入検査職員証明書（別記様式第8号）によるものとする。

## （重複する書類の省略）

第11条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類について開設者と卸売業者が同一であるときは、重複する提出書類を省略することができる。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項から第5項までの規定については、公布の日から施行する。

## （経過措置）

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。次項及び第4項において「改正法」という。）

附則第3条第3項の規定による申請は、認定申請書により行うものとする。

3 前項の場合において、改正法附則第3条第4項の規定により認定をした場合は、第3条第1項の規定の例により、認定証を交付するものとする。

4 附則第2項の場合において、宮崎県小規模卸売市場条例（昭和47年宮崎県条例第43号）第3条の許可を受けている開設者（次項において「小規模卸売市場開設者」という。）が当該小規模卸売市場について申請するときは、認定申請書のうち、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法第13条第2項第3号、第7号及び第8号に掲げる事項の記載を省略することができるものとする。

5 附則第2項の場合において、小規模卸売市場開設者が当該小規模卸売市場について申請するときは、卸売市場法及び食品流通構造改善

促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成30年農林水産省令第67号）第1条の規定による改正後の卸売市場法施行規則第17条第3項の規定に掲げる書類のうち、同項第1号から第3号までに掲げる書類（第1号ニ及びホに掲げる書類を除く。）を除いた書類を添付するものとする。

別記

様式第1号（第2条関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 印  
法人番号

卸売市場法第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（記載上の注意）

1. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの地方卸売市場として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として添付しても差し支えない。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。上記に記載しきれない場合、必要に応じて記載欄を追加又は別紙として添付しても差し支えない。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
2. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

- ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
- 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)	支 出	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降許可債分(注6)		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取扱諸費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

- 実績の欄に直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の見込みで記載すること。
- 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
- その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。

- 4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
- 5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
- 6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度 (直近年度の実績)	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(記載上の注意) 事業年度における長期借入金及び起債について、各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

- 1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
- 2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
- 3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

## (2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

## 8 開設者の連絡先

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号	
地 方 卸 売 市 場 認 定 証	
開 設 者	住 所
	法人名称
地 方 卸 売 市 場	名 称
	位 置
取 扱 品 目	
年 月 日認定	
宮崎県知事 氏 名 印	

（記載上の注意）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



様式第 3 号 (第 3 条関係)

## 認 定 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 印  
法人番号

下記により地方卸売市場認定証の再交付を受けたいので、地方卸売市場の認定等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により申請します。

## 記

認 定 番 号 及 び 認 定 年 月 日	
地 方 卸 売 市 場 の 名 称	
地 方 卸 売 市 場 の 所 在 地	
認 定 証 の 再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由	

(記載上の注意) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

事 業 報 告 書  
( 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

開設者 殿

卸売市場の名称  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 印  
法人番号

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の事業報告書について、地方卸売市場の認定等に関する規則第4条の規定により、次のとおり提出します。

(記載上の注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 個人である場合、下記に準じて作成すること。

第 1 業務の状況

1 事業の概要

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意) 総会の定時、臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意) 株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会

議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成17年法律第86号）第362条第4項に規定される事項（法定決議事項、重要運営方針の決定等）をいう。

### 3 内部組織に関する事項

#### (1) 事業運営組織

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
2. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。

#### (2) 役員の略歴

( 年 月 日現在)

役名及び職名	氏 名	生年月日及び住所	略 歴

#### (3) 株主構成

区 分	役 員	従業員	出荷者	買受人	開設者	その他	合 計
総株主等の議決権の数 (A)							
保有する議決権の数 (B)							
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	100%

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。

4 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(4)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販 売 利 益 (損失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期 対比(B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、野菜、果実、つけ物、乾物（加工水産品を除く。）、生鮮水産物（冷凍水産物を含む。）、加工水産物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他食肉、鳥卵、花き等に区分して記載すること。
2. 花きの数量の単位は、本とする。

(2) 販売代金の回収状況

買受人			その他			特約の内容
平均回収 日数	特約日 以前	特約日後	平均回収 日数	特約日 以前	特約日後	
日	%	%	日	%	%	

(記載上の注意) 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月

数に 1 を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。) で除して得た数値

(3) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

L は、当該事業年度の日数

A は、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料は除く。）を卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払に関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由等を記載する。

(4) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に対応 する販売金額	交付先 の数	備 考
		円	円		
	小 計				
	小 計				
合 計					

(記載上の注意)

1. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
2. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
3. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第 2 経理の状況

1. 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書を下記の表に記載又は添付すること。
2. 開設者と卸売業者が同一であるときは、重複する貸借対照表及び損益計算書の添付を省略することができる。

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形 (受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		( 小 計 )	
(5) 有価証券		(4) 買掛金 (買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形 (買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金 (買付け)	
(8) 貯蔵品		( 小 計 )	
(9) 前渡金		(7) 買掛金 (その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形 (その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金 (その他)	
( ) . . . . .		(16) 前受収益	
( ) 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		( ) . . . . .	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他 の陸上運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具、器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		( ) . . . . .	
( ) . . . . .		負 債 合 計	

2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 ( ) . . . . . 3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 ( ) . . . . . ( ) 貸倒引当金  III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 ( ) . . . . .		( 純 資 産 の 部 )  VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① 〇〇積立金 ② . . . . . ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金  VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差 額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4 . . . . .  VIII 新株予約権  純 資 産 合 計	
資 産 合 計	×××	負 債 及 び 純 資 産 合 計	×××

損益計算書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料 (受 託 品 取 扱 額)		(× × ×)	× × ×
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商 品 総 売 上 高		× × ×	
売 上 値 引 及 び 戻 り 高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期 首 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	
商 品 純 仕 入 高			
総 仕 入 高	× × ×		
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期 末 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買 付 販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額			<u>× × ×</u>
販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	× × ×
(2) 売 上 原 価			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
兼 業 業 務 利 益 ( 損 失 ) 金 額			<u>× × ×</u>
売 上 総 利 益 ( 損 失 ) 金 額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料		× × ×	
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	



(8) 旅 費 交 通 費		×	×	×	
(9) 通 信 費		×	×	×	
(10) 運 搬 費		×	×	×	
(11) 受 託 品 事 故 損		×	×	×	
(12) 会 議 費		×	×	×	
(13) 交 際 費		×	×	×	
(14) 寄 付 金		×	×	×	
(15) 宣 伝 広 告 費		×	×	×	
(16) 貸 倒 損 失		×	×	×	
(17) 貸 倒 引 当 金 繰 入		×	×	×	
(18) 消 耗 品 費		×	×	×	
(19) 函 書 費		×	×	×	
(20) 減 価 償 却 費		×	×	×	
(21) 修 繕 費		×	×	×	
(22) 保 険 料		×	×	×	
(23) 水 道 光 熱 費		×	×	×	
(24) 賃 借 料		×	×	×	
(25) 公 共 負 担 金		×	×	×	
(26) 公 租 公 課		×	×	×	
(27) 支 払 賦 課 金		×	×	×	
(28) 雑 費		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	×
営業利益 (損失) 金額					×
Ⅱ 営業外損益					×
1 営業外収益					×
(1) 受取利息及び配当金		×	×	×	
(2) 仕 入 割 引		×	×	×	
(3) 有 価 証 券 売 却 益		×	×	×	
(4) 雑 収 入		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	×
2 営業外費用					×
(1) 支 払 利 息		×	×	×	
(2) 有 価 証 券 売 却 損		×	×	×	
(3) 繰 延 資 産 償 却		×	×	×	
(4) 雑 損 失		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	×
経常利益 (損失) 金額					×
Ⅲ 特別利益					×

1 固定資産売却益			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 前期損益修正益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× × ×
IV 特別損失			
1 固定資産売却損			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 減損損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 災害による損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 前期損益修正損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益(損失)金額			× × ×
法人税等			× × ×
. . . . .			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益(損失)金額			× × ×

様式第 5 号 (第 5 条関係)

## 認定事項の変更に係る認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 印  
法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第5条の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

## 1 変更の内容

変 更 後	
変 更 前	

## 2 変更の理由

## 3 変更内容の施行年月日

## 【添付書類】

- ①
- ②
- ③

## (記載上の注意)

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
2. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

認定事項の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
 法人名称  
 代表者の役職及び氏名 印  
 法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第 6 条第 2 項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第 7 条の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変 更 後	
変 更 前	

2 変更の理由

3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③

(記載上の注意)

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
2. 認定申請書 (別記様式第 1 号) の事項の変更のうち、省令第26条及び規則第 6 条に定める軽微な変更該当するものについては、省令第27条第 2 項の規定に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、法第14条において読み替えて準用する法第12条第 1 項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 省令第17条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7 号 (第 9 条関係)

運 営 状 況 報 告 書  
( 年 月 日 から 年 月 日 まで)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 印  
法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第9条の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

(記載上の注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績 ( 年度 )
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

## 2 卸売市場の業務の運営体制の状況

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 当該年度末時点の運営体制について記載すること。
2. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
3. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。
4. 開設者と卸売業者が同一人であるときは、記載を省略しても差し支えない。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

1. 直近年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 ( 年度)	支 出	実績 ( 年度)
総収入		総支出	
前年度繰越金		市場管理費 (営業費用)	
使用料計		人件費(注4)	
売上高割使用料		事務費(注5)	
面積割使用料		建設改良費 (総事業費)	
と畜場使用料		うち付帯事務費	
その他		うち補助対象事業費	
地方債起債		うち付帯事務費	
国庫補助金		地方債償還金	
うち建設改良に係る補助金		利息償還金	
都道府県補助金		うち市場事業に係る償還金	
うち建設改良に係る補助金		うち建設改良に係る償還金	
一般会計からの繰出金		うちH4年度以降許可債分 (注6)	
指導監督的経費繰出金		元金償還金	
建設改良費繰出金		うち市場事業に係る償還金	
と畜事業費繰出金		うち建設改良に係る償還金	
その他繰出金		と畜事業に係る償還金	
貸付金		企業債取扱諸費	
貸付金利息		繰上充用金	
受取利息及び預記当金		貸付金	
その他		その他	
うち受益者負担金分(注2)		うち〇〇〇〇(注3)	
うち〇〇〇〇(注3)		うち〇〇〇〇	
うち〇〇〇〇		翌年度繰越金	

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

#### 4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

- (1) 売買取引の結果等（卸売市場法第13条第5項第3号ロ）
  
- (2) 売買取引の方法（卸売市場法第13条第5項第4号イ）
  
- (3) 決済の方法（卸売市場法第13条第5項第4号ロ）

（記載上の注意）インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載すること。

#### 5 監督措置の実施状況

##### (1) 検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

##### (2) その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

#### 6 取引参加者の状況

##### (1) 卸売業者

名 称	代表者名	取扱品目	取扱実績	備考
			トン 千円	

（記載上の注意）

1. 取扱実績の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 卸売業者の最新の事業報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び別紙により作

成した当該年度の 4 月から 3 月までにおける取扱品目に係る月別市況報告書を添付すること。

3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

(2) 取引参加者

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
2. 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

(1) 変更の内容

変 更 後	
変 更 前	

(2) 変更の理由

(3) 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第 27 条第 2 項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書（別記様式第 6 号）の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
3. 省令第 17 条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。



別紙 1

月別市況報告書 (野菜)

地方卸売市場名: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

品目		項目	県内産		県外産		合 計	
			数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
野菜総計								
1	根 菜 類	だいこん						
2		かぶ						
3		にんじん						
4		ごぼう						
5		たけのこ						
6		らっきょう						
7	葉 茎 菜 類	はくさい						
8		みずな						
9		こまつな						
10		キャベツ						
11		ほうれんそう						
12		その他の菜類						
13		ねぎ						
14		ふき						
15		みつば						
16		しゅんぎく						
17	にら							
18	洋 菜 類	アスパラガス						
19		カリフラワー						
20		ブロッコリー						
21		レタス						
22		パセリ						
23	果 菜 類	きゅうり						
24		かぼちゃ						
25		なす						
26		トマト						
27		ミニトマト						
28		ピーマン						
29		カラーピーマン						
30		ししとうがらし						
31		スイートコーン						
32		にがうり						

33		ズッキーニ					
34		オクラ					
35	豆 類	さやいんげん					
36		さやえんどう					
37		実えんどう					
38		そらまめ					
39		えだまめ					
40			かんしょ				
41	土 物 類	ばれいしょ					
42		さといも					
43		やまのいも					
44		たまねぎ (国産)					
45		たまねぎ (輸入)					
46		にんにく					
47		しょうが					
48		生しいたけ					
49		その他の野菜					

別紙 2

月別市況報告書 (果実)

地方卸売市場名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 分

品目		項目	県内産		県外産		合 計	
			数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
果実総計								
1	か ん き つ 類	ハウスみかん						
2		露地みかん						
3		ネーブルオレンジ (国産)						
4		甘なつみかん						
5		いよかん						
6		はっさく						
7		日向夏						
8		ぼんかん						
9		不知火						
10		せとか						
11		きんかん (ハウス)						
12		きんかん (露地)						
13		レモン (国産)						
14		ゆず						
15		かぼす						
16		へべす						
17		すだち						
18		その他の雑柑						
19	りんご							
20	な し	幸水						
21		豊水						
22		新高						
23		その他の日本なし						
24		西洋なし						
25	か き	甘がき						
26		渋がき (脱渋含む)						
27	びわ							
28	もも							
29	すもも							
30	おうとう							

31	うめ						
32		デラウェア					
33	ぶ ど う	キャンベルアーリー					
34		巨峰					
35		ピオーネ					
36		サニールージュ					
37		その他のぶどう					
38	くり						
39	いちご						
40	果	温室メロン					
41	瓜	その他のメロン (まくわうりを含む)					
42	類	すいか					
43	マンゴー (国産)						
44	キウイフルーツ (国産)						
45	パパイヤ (国産)						
46	ライチ (国産)						
47	その他の国産果実						
48	輸 入 果 実	バナナ					
49		パイナップル					
50		レモン					
51		グレープフルーツ					
52		オレンジ					
53		マンゴー (輸入)					
54		キウイフルーツ (輸入)					
55	その他の輸入果実						

別紙 3

## 月別市況報告書 (水産物 (産地市場))

地方卸売市場名 : \_\_\_\_\_ 年 月分

品目	項目	入 荷			出荷 (販売) : 推定値			
		取扱高		主な 漁業 種類 (番号)	県内 仕向 数量 (t)	うち食用 うち餌・ 加工向け		県外 仕向 数量 (t)
		数量 (t)	金額 (千円)			向け (t)	加工向け (t)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	養殖魚							
	その他の生鮮水産物							
	塩蔵品または加工品							
	総取扱高							

(記載上の注意)

1. 生鮮は取扱高上位 10 種について記載すること。
2. 主な漁業種類については下記の番号を用いて記載すること。
  - (1) 小型底びき網 (2) 船びき網 (3) 1 そうまき網 (4) 中・小型まき網
  - (5) その他の刺網 (6) 大型定置網 (7) 小型定置網 (8) その他の網漁業
  - (9) 遠洋まぐろはえ縄 (10) 近海まぐろはえ縄 (11) 沿岸まぐろはえ縄
  - (12) その他のはえ縄 (13) 遠洋かつお一本釣 (14) 近海かつお一本釣
  - (15) 沿岸かつお一本釣 (16) 沿岸いか釣り (17) ひき縄釣 (18) その他の釣
  - (19) 採貝・採藻 (20) その他の漁業

別紙 4

月別市況報告書 (水産物 (消費地市場))

地方卸売市場名: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月分

項目 品目		入 荷				販売：推定値		
		県内産 取扱高		県外産 取扱高		県内 仕向 数量 (t)	県外 仕向 数量 (t)	
		数量 (t)	金額 (千円)	数量 (t)	金額 (千円)			
生 鮮	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	養殖魚							
	その他の生鮮水産物							
	総生鮮水産物取扱高							
	冷 凍	1						
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
養殖魚								
その他の冷凍水産物								
総冷凍水産物取扱高								
塩蔵品または加工品								
総取扱高								

(記載上の注意) 生鮮、冷凍それぞれの取扱高上位 10 種について記載すること。

別紙 5

## 月別市況報告書 (花き)

地方卸売市場名: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月分

品目		項目	県内産		県外産		合計	
			数量 (本)	金額 (円)	数量 (本)	金額 (円)	数量 (本)	金額 (円)
		花き総計						
1	切 花	菊 (大輪)						
2		菊 (小輪)						
3		スプレーギク						
4		カーネーション						
5		バラ						
6		百合						
7		スイートピー						
8		ラナンキュラス						
9		デルフィニウムエラータム						
10		ガーベラ						
11		リンドウ						
12		ストック						
13		カスミソウ						
14		トルコギキョウ						
15		スターチス						
16		ホオズキ						
17		ダリア						
18		洋ラン切花						
19		その他の切花						
20	枝 物	葉物						
21		シキミ						
22		その他の枝物						
23	鉢 物	シンビジウム						
24		ファレノプシス						
25		その他の洋ラン						
26		シクラメン						
27		ポインセチア						
28		観葉植物						
29		その他の鉢物						
30	苗 物	パンジー						
31		その他の花壇苗物						
32	その他の花き							





## 告 示

## 宮崎県告示第 124号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社ケ アプランセ ンターSA SAE	東諸県郡国 富町大字本 庄1737番地 12	合同会社ケ アプランセ ンターSA SAE	東諸県郡国 富町大字本 庄1737番地 12	令和2年 1月1日
社会福祉法 人都市社会 福祉協議 会	都城市松元 町4街区17 号	都城市社会 福祉協議会 高崎指定通 所介護事業 所	都城市高崎 町大牟田 8 21番地 3	令和2年 1月6日

## 宮崎県告示第 125号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（延岡市中川原町5丁目4900番19の一部）  
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類水銀及びその化合物

## 宮崎県告示第 126号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字下里山2207-56、2207-61
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 127号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 755-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 128号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字仲瀬 戊 437、戊 438、字久居原 戊 450-ロ、戊 481-3、戊 481-8
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 129号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字下長川内24-1（次の図に示す部分に限る。）、20-1、20-3、21、22、24-2、26-1、26-4、26-6、26-7、26-9、26-11、26-16、26-18、27-8、27-14、27-16、27-18、32、33

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 130号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字猪之久保7796-2、7796-8から7796-11まで、7796-13、7796-15、7796-16、7796-27、7796-28、7796-30、7796-33から7796-36まで、7796-41、7796-42、7796-45から7796-47まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 131号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字一氏字梅ヶ谷1091-4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 132号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 2 年 1 月 22 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 濱月 陽一 延岡市 工藤 厚
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑	旧	11.4～33.5	58.1
			89番3地先から同郡同村同大字同字89番3地	新	32.3～39.0	58.1

		先まで			
		児湯郡西米良村大字越野尾字小春 132番8地先から同郡同村同大字同字 132番8地先まで	旧	23.3～ 34.2	82.4
			新	29.2～ 34.2	82.4

**宮崎県告示第 134号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字市木字吹切78番22地先から同市同大字同字78番21地先まで	旧	16.3～ 41.7	39.1
				新	16.6～ 67.1	39.1

**宮崎県告示第 135号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑89番3地先から同郡同村同大字越野尾字小春 132番8地先まで	令和 2 年 2 月 21 日

**宮崎県告示第 136号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字市木字吹切78番22地先から同市同大字同字78番21地先まで	令和 2 年 2 月 20 日

**宮崎県告示第 137号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字市木字本牧4番19地先から同市同大字同字4番19地先まで	令和 2 年 2 月 20 日

**宮崎県告示第 138号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑89番3地先から同郡同村同大字越野尾字小春 132番8地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

法面対策・落石防止網設置工事に伴う区域変更

4 占有の制限の開始の期日

令和 2 年 3 月 6 日

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 20 日から同年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	448号	串間市大字市木字吹切78番22地先から同市同大字同字78番21地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 2 年 3 月 6 日

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 争議行為の目的

2020年度賃金および諸要求について

2 争議行為の日時

令和 2 年 2 月 28 日 午後 5 時 30 分から争議解決に至るまで

3 争議行為を行う場所

宮崎市大字芳士80番地  
医療法人清芳会 井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第11項において準用する同条第 4 項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業

業計画の変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の変更の案（北浦地区）

2 縦覧場所

宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所

3 縦覧期間

令和 2 年 2 月 20 日から令和 2 年 3 月 10 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画 区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

宮崎市薫る坂 2 丁目、大字恒久、古城町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県高岡土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課

(2) 期間

令和 2 年 2 月 20 日から令和 2 年 3 月 4 日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）  
令和 2 年度発行予定部数 2,112,000部（毎号約 352,000部×年 6 回） 「県広報みやざき」 8 ページ、「県議会の動き」 4 ページでいずれも A 4 判・4 色カラー

(2) 調達案件の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 総部数のうち、4,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。

(5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に



係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。

イ 平成30年度又は令和元年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。

ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に4,500部、10日以内に残りの部数の印刷(こん包、仕分け及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。

エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。

オ 連絡を受けてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。

カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。

キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。

ク 入札説明会に参加した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を令和2年3月25日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和2年2月20日から令和2年3月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和2年2月20日から令和2年4月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和2年2月20日から令和2年3月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

## 6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和2年3月4日午後2時

## 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和2年4月3日午後2時(送付にあっては、令和2年4月2日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

## 8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室

(2) 日時 令和2年4月3日午後2時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

## 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札による調達は、当該調達に係る令和2年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", estimated number of copies to be published: 2,112,000 (352,000copies×6times a year)

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 3 April, 2020

(3) Inquiries: Article Management and Procurement Section. Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefecture 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(技術員) 第16条 病院に、 <u>技術員</u> を置く。 2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能又は労務</u> に従事する。	(会計年度任用職員) 第16条 本庁及び病院に、 <u>会計年度任用職員</u> を置く。 2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務又は技術</u> に従事する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）						
事務	事項	管理者	専決区分			事務	事項	管理者	専決区分		
			次長	課長	課長補佐				次長	課長	課長補佐
[略]											
職員の服務等に関する事務	1～10 [略]	[略]				1～10 [略]	[略]				
	11 本庁の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。				○	11 本庁の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。				○	
	12・13 [略]	[略]				12・13 [略]	[略]				
	14 本庁の職員の在勤地外勤務の承認に関すること。				○						
	15 [略]	[略]				14 [略]	[略]				
	16 非常勤職員の任用の承認に関すること				○						
17 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する職員の臨時的任用に関すること。				○	15 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に規定する職員の臨時的任用に関すること。				○		
18 [略]	[略]				16 本庁の非常勤職員の任用に関すること				○		
[略]					17 [略]	[略]					
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）						
病院長の専決事項					病院長の専決事項						

1	[略]
2	所属職員の在勤地外勤務の承認に関すること。
3	[略]
4	所属職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。
5～7	[略]
8	地方公務員法第22条第2項に規定する職員の臨時的任用に関すること。
9～13	[略]

1	[略]
2	[略]
3	所属職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。
4～6	[略]
7～11	[略]

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

## 宮崎県病院局企業管理規程第3号

## 宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県病院事業職員倫理規程（平成19年病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義等) 第2条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第1条第1項に規定する病院事業に従事する企業職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にある者を除く。	(定義等) 第2条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第1条第1項に規定する病院事業に従事する企業職員をいう。
2～7 [略]	2～7 [略]

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局準公金等取扱規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

## 宮崎県病院局企業管理規程第4号

## 病院局準公金等取扱規程の一部を改正する企業管理規程

病院局準公金等取扱規程（平成23年病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規程は、病院局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、病院事業に従事する企業職員（以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

## 宮崎県病院局企業管理規程第5号

## 病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程（平成18年病院局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間
勤務場所	職員				勤務場所	職種等			
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略] 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	[略]			県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略] 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 歯科衛生士 臨床心理士	[略]		
	管理栄養士	[略]				管理栄養士 栄養士	[略]		
	看護師（女子職員に限る。）	白衣	2	1年		看護師（女子職員に限る。）	看護衣	2	1年
	准看護師（女子職員に限る。）	白靴	2	1年		准看護師（女子職員に限る。）	白靴	2	1年
	助産師（女子職員に限る。）	白靴下	6	1年		助産師（女子職員に限る。）			
	看護師（男子職員に限る。）	看護衣	2	1年		看護師（男子職員に限る。）	看護衣	2	1年
	准看護師（男子職員に限る。）					准看護師（男子職員に限る。）	白靴	2	1年
	看護補助員（男子職員に限る。）					ナースエイド（男子職員に限る。）			
	助産師（男子職員に限る。）					サブエイド（女子職員に限る。）			
	看護補助員（女子職員に限る。）	作業服	2	1年					
		三角布	2	1年					
		エプロン	2	1年					
		白靴	2	1年					
		白靴下	6	1年					

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年2月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員就業規程（平成18年病院局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正前	改正後
<p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)の適用を受ける者の例による。</p> <p>2 業務又は勤務の特殊性その他の事情により前項の規定によりがたい場合には、同項の規定にかかわらず、<u>病院事業の管理者(以下「管理者」という。)</u>が別に定めるところによる。</p> <p>(部分休業)</p> <p>第4条 職員(次に掲げる職員を除く。)の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項に規定するものをいう。)については、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(給与の基準及び支給)</p> <p>第7条 職員の給与の基準及び支給については、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)及び病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の定めるところによる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第11条 職員の懲戒については、職員の懲戒に関する条例(昭和28年宮崎県条例第42号)の定めるところによる。</p>	<p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。<u>以下「勤務時間条例」という。)</u>の適用を受ける者の例による。</p> <p>2 病院事業の管理者(以下「管理者」という。)は、勤務時間条例により、<u>年次有給休暇を10日以上与えられた職員に対しては、付与された日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員が自ら時季を指定して年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</u></p> <p>3 業務又は勤務の特殊性その他の事情により第1項の規定によりがたい場合には、同項の規定にかかわらず、<u>管理者が別に定めるところによる。</u></p> <p>(部分休業)</p> <p>第4条 職員(次に掲げる職員を除く。)の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項に規定するものをいう。)については、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「<u>地公法</u>」という。))第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>ア <u>管理者が任命した職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(給与の基準及び支給)</p> <p>第7条 職員(<u>地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)</u>の給与の基準及び支給については、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)及び病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の定めるところによる。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員の給与の基準及び支給については、病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年宮崎県条例第18号)及び病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号)の定めるところによる。</u></p> <p>(懲戒)</p> <p>第11条 職員の懲戒については、職員の懲戒に関する条例(昭和28年宮崎県条例第42号)の定めるところによる。<u>この場合において、同条例第3条第2項中「報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)第10条の規定による報酬及び第11条第1項に規定する給料の調整額に相当する額の報酬に限る。)</u>の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)」とあるのは、「<u>給料の月額及び給料の調整額の月額(日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)</u>」とする。</p>

<p>(災害補償)</p> <p>第14条 職員の公務上の災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）の規定により補償を行う。</p> <p>(服務)</p> <p>第16条 職員の服務については、宮崎県職員服務規程（平成18年訓令第10号）第4条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第5条、第10条、第12条から第15条まで及び第17条中「人事課長」とあり、並びに第6条及び第11条中「知事」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(共済)</p> <p>第17条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）の定めるところによる。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の就業に関する事項)</p> <p>第18条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の就業に関する事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>(災害補償)</p> <p>第14条 職員の公務上の災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償を行う。</p> <p>(服務)</p> <p>第16条 職員の服務については、宮崎県職員服務規程（平成18年訓令第10号）第4条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第5条、第10条、第12条から第15条まで及び第17条中「人事課長」とあり、並びに第6条及び第11条中「知事」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。ただし、会計年度任用職員には、第4条から第6条まで及び第13条の規定は適用しない。</p> <p>(共済及び社会保険)</p> <p>第17条 職員の保険等については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第 116号）の定めるところによる。</p> <p>(非常勤の職員の就業に関する事項)</p> <p>第18条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等及び会計年度任用職員を除く。）の就業に関する事項は、管理者が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	